

2 必要な維持管理と留意点

— 維持管理項目 —

2-1 維持管理項目

給水設備の維持管理

共通

- 水の外観検査と残留塩素濃度の測定
- 水質検査
- 給水設備の点検
- 貯水槽清掃
- 帳簿書類の整理・保存
- 緊急時（水質異常時・事故発生時等）の対応

簡易専用水道

- 簡易専用水道法定検査

専用水道

住居用・業務用 飲用井戸等施設

- 塩素注入器の点検

専用水道

- 水質検査計画の策定
- 健康診断（検便）

11

こちらは、給水設備の維持管理の項目を、簡単にまとめたスライドです。

給水区分によって、必要になる維持管理は異なってきますが、共通の項目として、飲料水の外観検査と残留塩素濃度の測定、水質検査、給水設備の点検、貯水槽清掃、給水設備の図面や維持管理に関する帳簿書類の整理・保存、緊急時の対応が必要です。

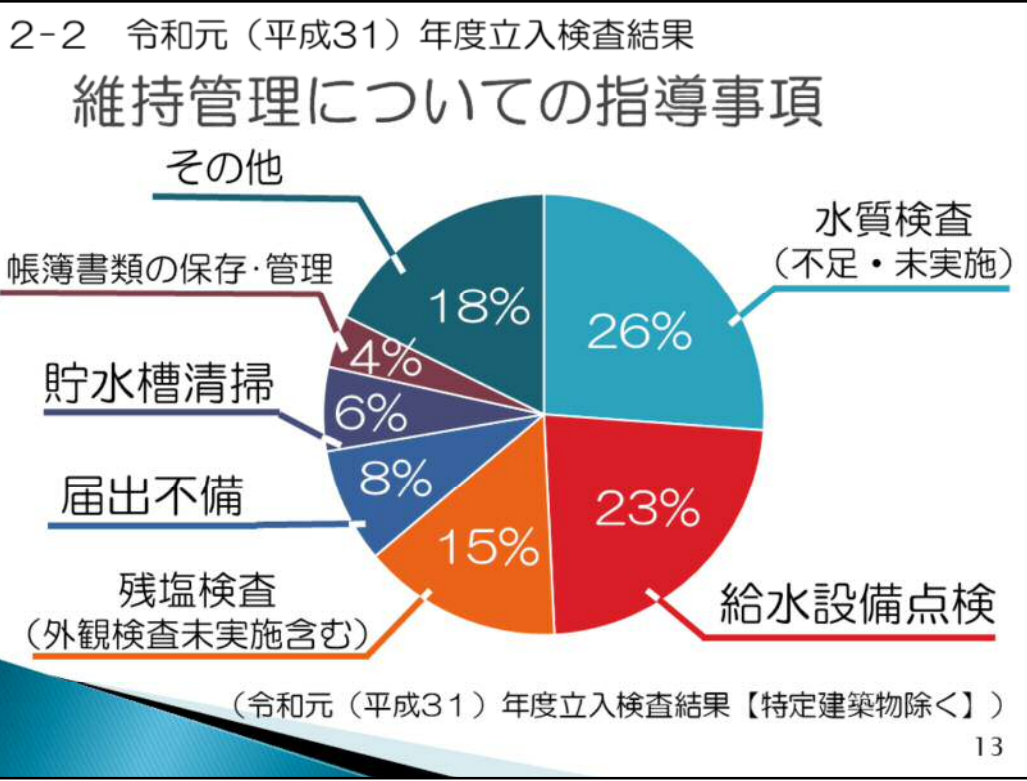
続いて、各施設区分において、特別に必要な維持管理についての説明ですが、簡易専用水道の場合、毎年1回以上定期的に法定検査を受検する必要があります。こちらは、のちほど詳しく説明します。

井水を使用するために塩素注入器を設置している施設については、注入器の点検を行っていただく必要があります。

また専用水道の場合は、水質検査計画の策定と、検便の実施も必要です。

2 必要な維持管理と留意点

— 令和元年度立入結果 —



こちらのグラフは、令和元年度に実施した施設への立入検査で、維持管理について指導した項目の割合を示したものです。

最も不適合の多かった事項は水質検査の回数不足や未実施で、特に消毒副生成物12項目の未実施が多くみられました。

2番目に不適合が多かった事項は、給水設備点検に関する事で、設備点検の記録を付けていない、塩素注入器の点検を毎日実施していないなどの不備がみられました。

3番目に多かった事項は飲料水の残留塩素と外観の日常検査に関する事で、規定の頻度で実施していないなどの不備がみられました。

以上の内容で、およそ6割を占め、そのほかは、届出や帳簿書類の保存・管理、貯水槽清掃などに関するものでした。

続きまして、各維持管理項目の解説に入りますが、割合の多かった項目については特に注意して確認していただけたらと思います。

2 必要な維持管理と留意点

— 各維持管理項目の解説 — (立入検査時のチェックポイント)

2-3 各維持管理項目の解説

定期水質検査

	一般項目 (12項目)	消毒副生成物 (12項目) *1	地下水汚染物質*2
簡易専用水道 小規模貯水槽水道	1回/1年	※	検査不要
業務用飲用井戸	1回/6月	1回/1年	1回/3年
住居用飲用井戸	1回/1年	1回/1年	1回/3年
専用水道	〔毎月検査を実施、過去の検査結果により項目数減が可能〕 検査項目の詳細は担当までお問い合わせください		

*1 6～9月に実施 *2 環境基準超過井戸が存在する地域は必要な項目を実施
※塩素滅菌器使用の場合に1回/1年で実施

上記検査項目の詳細はホームページ、要綱要領等でご確認ください

15

給水設備区分ごとに必要な定期水質検査はこちらのとおりです。

専用水道については表に記載した項目以外にも必要な項目が多数あるため、詳細は担当までお問い合わせください。

特に飲用井戸施設での消毒副生成物の検査の未実施が多いため、一般項目と併せて実施するなどし、もれがないように実施してください。

なお、特定建築物内の給水設備については、建築物衛生法で定められた水質検査の項目が追加で必要となります。

2-3 各維持管理項目の解説


水質基準を超過していたら…

- 飲用を控えるよう利用者に周知してください
- 直ちに、保健所環境衛生課へ報告をお願いします

以下の場合も保健所へご相談ください。

(例)

- ・色度、濁度が基準値に近い値だった。
- ・地下水を使用していて、基準値以内だが、テトラクロロエチレン濃度が上昇してきた。

 水質基準適否だけでなく測定値も確認！

16

水質検査にて、水質基準の超過が発覚した場合は、まず飲用を控えるように利用者に周知してください。

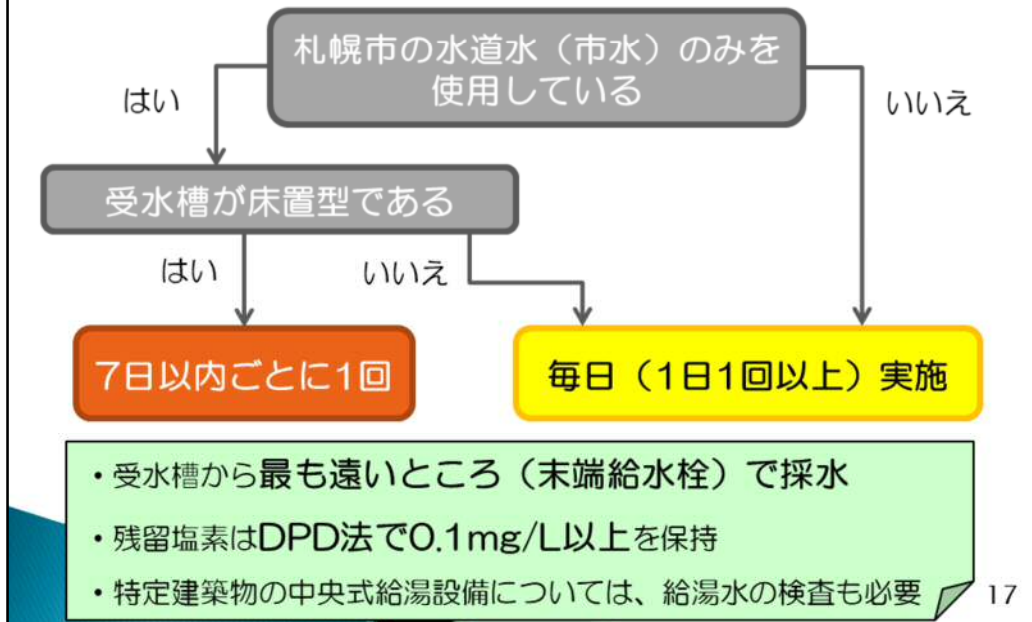
その後、直ちに保健所環境衛生課まで報告してください。

また、緑枠内の例のように、検査結果が基準値に近い値であった場合や、特定の項目について濃度が上昇しているなど、将来的な基準超過が予測される場合にも、保健所へご相談ください。

水質検査の結果は基準の適否のみを見るのではなく、測定値を確認して設備の状態を把握するのに有効活用してください。

2-3 各維持管理項目の解説

水の外観検査と残留塩素濃度の測定



続いて、水の日常の検査について解説します。

飲料水の色、臭い、濁り、味の外観検査と残留塩素濃度の測定についてですが、実施頻度は施設によって異なります。

井戸水を使用している施設では消毒状態の確認のため、市水を使用している施設でも床下型受水槽を設けている施設については外部からの汚染を受けやすいため、毎日の測定を指導していますので、ご注意ください。

また、採水ですが、受水槽から最も遠い給水栓で行ってください。
残留塩素濃度はDPD法で測定し、基準値の0.1mg/L以上を保持するよう管理を行ってください。

なお、特定建築物で中央式の給湯設備がある場合は、給湯の水質検査も必要です。

2-3 各維持管理項目の解説

外観と残留塩素の日常検査

(様式例1)

飲料水用(毎週)
(市水床上受水槽用)

年度(4月～翌年3月)外観と残留塩素の検査記録

4月		5月		6月	
検査者	時刻	検査者	時刻	検査者	時刻
場所	色	色	色	色	色
	濁り	濁り	濁り	濁り	濁り
	臭い	臭い	臭い	臭い	臭い
	味	味	味	味	味
特記事項					

(様式例2)

飲料水用(毎日)
(井水用、床下受水槽用)

年度(月～ 月)外観と残留塩素の検査
及び塩素注入器の点検記録

場所	4月						5月						6月					
	検査者	時刻	色	濁り	臭い	味	検査者	時刻	色	濁り	臭い	味	検査者	時刻	色	濁り	臭い	味
場所	1()						1()						1()					
	2()						2()						2()					
	3()						3()						3()					
	4()						4()						4()					
	5()						5()						5()					
	6()						6()						6()					

- 7日以内毎に1回測定で測定日が休日の場合は測定日を増やすなどして対応する
- 塩素注入器を使用している場合は残塩測定と併せて毎日点検



18

外観と残留塩素濃度の日常検査については、保健所ではこのような様式例を用意しています。

本様式例はホームページの各給水設備の維持管理のページに掲載されていますのでご活用ください。

上が市水床上受水槽などの毎週検査用、下が井水や床下受水槽用の毎日検査用になっています。

市水床上受水槽について、測定日が祝日などの場合に日常検査が行われていない事例が散見されますが、施設が全館休館などで水の利用者がいない場合を除いて、7日以内ごとに1回の間隔を守っていただきますようお願いします。具体的には、休日の前後に測定するなど回数を増やして対応してください。

塩素注入器を使用している場合については、塩素注入器の目視点検も毎日必要となります。

現在使用している様式を確認し、毎日点検が行われているかを今一度ご確認ください。

点検方法等については、後ほど詳しく解説します。

また、測定場所について記載がない事例も散見されていますので、忘れずに記載するようにしてください。

2-3 各維持管理項目の解説

残留塩素濃度0.1mg/L未満の場合

△残留塩素濃度を保持できない原因を究明し、
必要な措置を講じてください。

- 配管内の滞留水ではないか
- 残留塩素測定器のセルは汚れていないか
- 塩素注入器にて塩素が設定通り注入されているか
- 使用水量と比較して貯水槽容量が過大ではないか
- コロナ禍における使用水量の減少**

原因不明の場合や健康を害する恐れのある場合は、給水を停止し、直ちに**保健所環境衛生課
(011-622-5165)**に報告してください

19

残留塩素濃度について、基準値に満たないという相談が寄せられることがあります。

残留塩素濃度を測定し、0.1mg/L未満だった場合は飲料水として使用することはできないため、利用者に飲用不適の周知などを行った上で、早急に原因を究明し、必要な措置を講じるようお願いします。

蛇口から出してすぐの水を採水していた場合、配管内に滞留している残留塩素が消失した水を計測している可能性があるため、十分に水を流してから採水して下さい。

測定器のセルが汚れていると、正確な測定ができない場合がありますのでセルを洗浄してください。

塩素注入している施設は塩素が設定どおり注入されているか確認してください。また、使用量に比べて、貯水槽容量が大きい場合、水の滞留時間が長くなり、残留塩素が検出されないこともありますので、適切な容量での管理をお願いします。最近だと、コロナ禍で使用水量が減少し、残留塩素が消失していると思われる事例も散見されます。

以上の理由に当てはまらない場合は、汚染等の可能性もありますので、原因を明らかにするようお願いします。



原因不明の場合や飲料水で健康を害する恐れがあると判断される場合は、給水を停止し、直ちに保健所へ報告をお願いします。

2-3 各維持管理項目の解説

次亜塩素酸ナトリウムの管理方法

- 冷暗所に保存する
(20℃以下が望ましい)
- 長期間の保管は避ける

分解の防止

- 有効塩素濃度低下 
- 塩素酸濃度上昇 

- 別の薬剤との混入を防ぐため…
 - ☑ 保管場所を分ける
 - ☑ 薬液タンクに名前をつける
 - ☑ 関係者へ周知する



20

続きまして、次亜塩素酸ナトリウムの管理方法についてです。

次亜塩素酸ナトリウムは殺菌作用を持つため、飲料水の消毒に広く用いられていますが、常温でも徐々に自然分解する性質があります。さらに高温の場所や日光が当たる場所では分解が促進されます。

塩素の分解が進むと、塩素酸が生成しますが、この塩素酸が水質基準を超過した例も複数件あります。

そのため、保存のポイントとしては有効塩素濃度を保つために、冷暗所に保存し、長期間の保管は避けてください。

また、凝集剤のポリ塩化アルミニウム、通称PACと次亜塩素酸ナトリウムを混ぜてしまうと、有毒な塩素ガスが発生し、最悪の場合死亡事故が起こる可能性があります。

保管場所を分ける、薬液タンクに名前を付ける、関係者へ周知するなどして両者を混入しないように注意してください。

2-3 各維持管理項目の解説

給水設備の点検

(様式例 3-1)

年度 (月 ~ 月) 給水設備の点検整備記録(1)		月					月							
項目	点検内容	点検日	日					日						
		(曜日)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
		点検者												
貯水槽の状態	周囲に点検の妨げとなるものはないか。	受水槽												
		高置水槽												
	床や水槽上部に溜まり水はないか。	受水槽												
		高置水槽												
本体外部の状態	亀裂、漏水はないか。	受水槽												
		高置水槽												
	汚れ、錆はないか。	受水槽												
		高置水槽												
貯水槽	カバーは蓋装されているか。また、隙間は無いのか。	受水槽												
		高置水槽												
	カバー・ガス管、通気管の防虫網は破損していないか。	受水槽												
		高置水槽												
本	水に色、濁りは無いのか。	受水槽												
		高置水槽												
	塩素量以外の異常はないか。	受水槽												
		高置水槽												
本	持続性のある泡立ちはないか。	受水槽												
		高置水槽												

- 7日以内ごとに1回、点検を実施

- 貯水槽、井戸、給水管等を目視で点検

※専用水道施設では、給水設備の点検を行っている従事者に健康診断(検便)を実施

21

次は、給水設備の点検についてです。

給水設備である貯水槽や給水ポンプ、給水管などは、異常がないか、飲料水汚染のリスクが潜んでいないか点検が必要になります。

7日以内ごとに1回の目視点検を行い、結果を記録し、保存するようお願いします。

塩素注入器については、毎日の点検が必要であり、次のスライドで解説します。

特に、井戸、貯水槽の内部について確認がもれていることが多いです。適切な実施項目をおこなっているか確認してください。

また、専用水道施設では、従事者に検便を行うことが定められています。

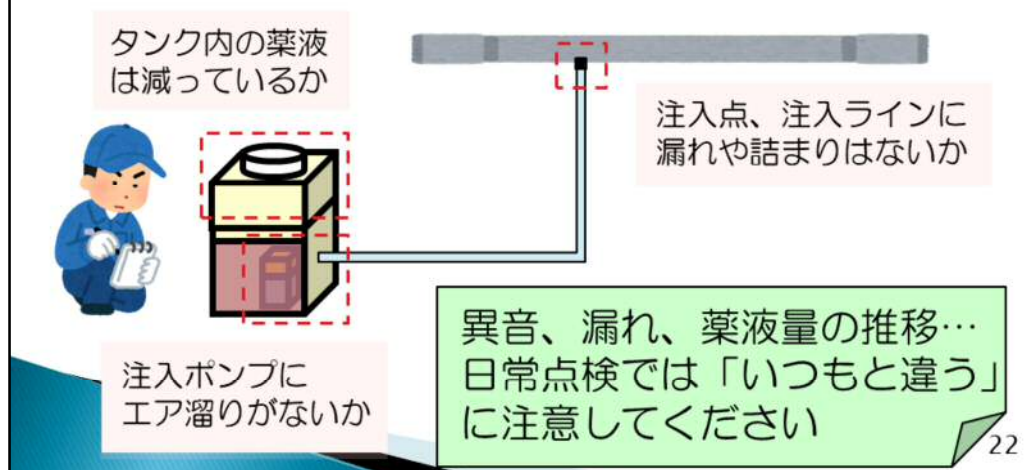
水道技術管理者だけでなく、給水設備の点検を実施している従事者に対して、検便の実施をお願いします。

スライドのような点検記録表の例もホームページの各給水設備の維持管理のページで公開していますので、参考にしてください。

2-3 各維持管理項目の解説

塩素注入器の点検等について

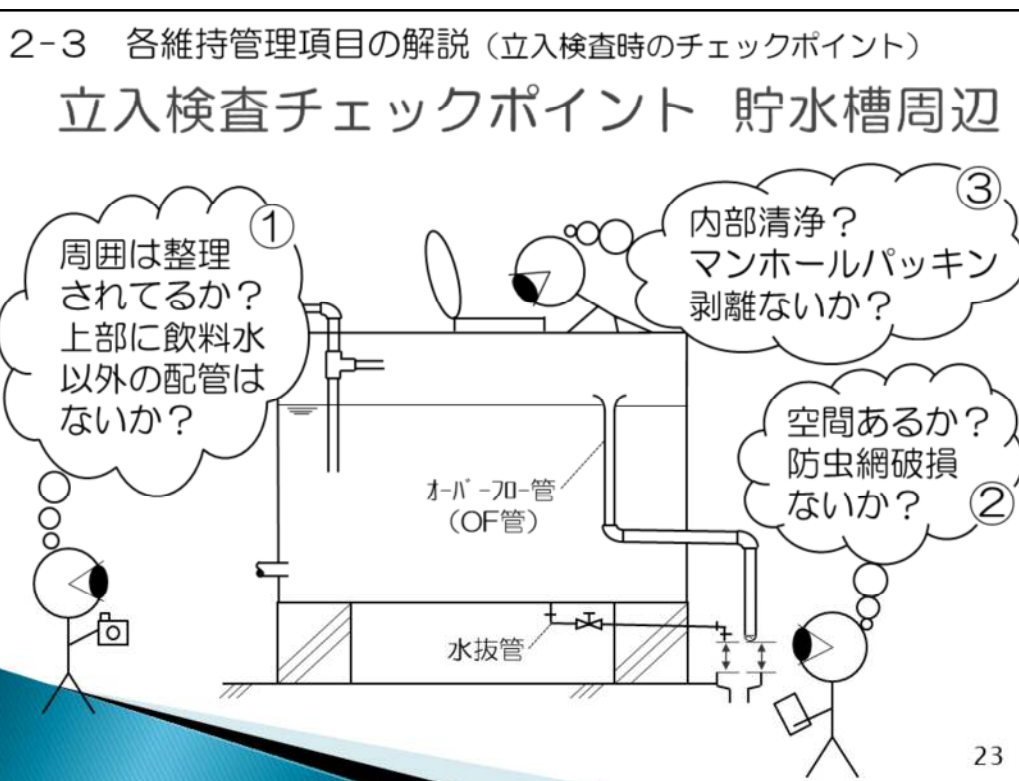
- ☑ 予備注入ポンプや市水バックアップで故障に備える
- ☑ 近年の残留塩素不検出事例を踏まえて…



塩素注入器の点検については、毎日の点検は目視点検レベルで問題ありません。近年の残留塩素不検出事例を踏まえると、次のような点に注意することを推奨します。

まず、タンクの薬液は前回点検時から正常に減少しているか確認してください。また、塩素注入器の注入ポンプにエア溜りや漏れがないか確認してください。このような場合、注入器から薬液が送液されず残留塩素が不検出となります。さらに、配管への薬液注入点や注入ラインも適宜点検するようにしてください。特に薬液の注入点において、薬液と水が接触し、CaやMg塩が析出することによる詰まり事例がたびたび見られます。最悪の場合、注入点から薬液が漏れ出して残留塩素が不検出となります。

塩素注入器のもれや薬液量の推移などに日常点検で注意して、残留塩素が確保された飲料水を供給してください。



給水設備の点検に関連して、保健所で立入検査を実施する際の貯水槽周辺のチェックポイントについて解説します。
先ほどのスライドで点検を行っていただいている部分について、保健所の職員が実際に確認させていただいたイメージです。

- ①として、貯水槽の周囲は整理されているか、貯水槽上部に飲料水を汚染する恐れのある排水管などがいないかを確認します。
- ②として、オーバーフロー管と水抜管について排水口空間が確保されているか、オーバーフロー管の防虫網に破れや脱落がないか。
- ③として、貯水槽のマンホールの鍵を開けて確認します。貯水槽内部に沈殿物や浮遊物がなく清浄であるか、マンホールのパッキン等に剥離は無く密閉性が保たれているか。

実際の立入の際は施設の状況等に応じて、確認する部分に若干の違いはありますが、概ねこのようなポイントを検査しています。
次に、立入検査の結果、不適となった事例を紹介します。

2-3 各維持管理項目の解説（立入検査時のチェックポイント）

チェックポイント① 不適事例



貯水槽周辺が物置化

貯水槽周辺は整理整頓



貯水槽上部に重油配管

樋等設置で漏出の対策

24

左の事例では貯水槽の周辺に様々な物品が置かれており、物置化していました。このような状態では日常の点検に支障をきたすだけでなく、周囲の物品が貯水槽を汚染する可能性がありますので、貯水槽の周囲には余計な物は置かず、整理整頓するようにしてください。

右は貯水槽上部に飲料水を汚染する恐れのある配管があった事例です。この事例では重油の配管が上部に複数通っていました。このような重油などの燃料油配管から漏出があると、貯水槽を汚染する恐れがあります。配管の経路を貯水槽直上から変更できない場合は、樋等を設置して、万が一配管から漏出した際に、貯水槽に漏出物がかからないようにしてください。

2-3 各維持管理項目の解説（立入検査時のチェックポイント）

チェックポイント② 不適事例



OF管の排水口空間無し

空間確保して逆流防止



防虫網の破損

補修して昆虫等の侵入防止

25

左の事例は貯水槽のオーバーフロー管の排水口空間が確保されていない事例です。

排水口空間が確保されていない場合、排水系統から逆流する恐れがありますので、オーバーフロー管の端からホッパー等の間には15cm以上の空間を確保してください。

なお、水抜管の排水口空間も同様に確保してください。

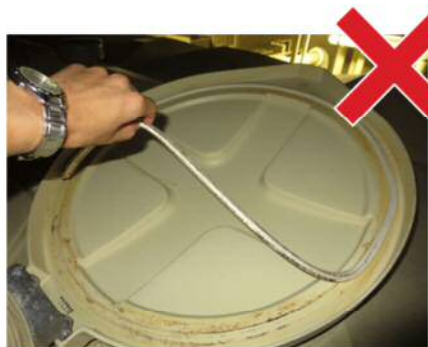
右の事例はオーバーフロー管の防虫網が破損していた事例です。

オーバーフロー管の防虫網が破れていると、貯水槽内部にねずみ・昆虫等が侵入する恐れがあります。

防虫網の劣化が進んで来たら、破損する前に補修や交換するようにしてください。

2-3 各維持管理項目の解説（立入検査時のチェックポイント）

チェックポイント③ 不適事例



マンホールパッキン剥離

補修して密閉性を保持



貯水槽内に沈殿物

貯水槽は年1回清掃

26

左の事例は貯水槽マンホールのパッキンが剥離していた例です。
このような状態ですと、貯水槽の密閉性が保てず、貯水槽を汚染する物体が混入する可能性がありますので、補修、交換して密閉性を保持してください

右の事例は貯水槽内部に沈殿物があった例です。
貯水槽の底に砂などが堆積したものと考えられます。貯水槽内に砂などが堆積する前に、定期的に貯水槽は清掃してください。
貯水槽の清掃の頻度は年1回となっております。貯水槽の清掃については後程詳しく紹介します。

2-3 各維持管理項目の解説（立入検査時のチェックポイント）

その他の不適事例（屋外貯水槽）



通気笠が破損し開放状態



マンホールが破損し開放状態

屋外貯水槽は日光や風雪で劣化しやすい*ので
日常点検で留意し、適宜補修する



（* 屋外は衛生上のリスク高 → 貯水槽は原則、建築物内に設置） 27

これらの写真はいずれも屋外設置高置水槽の不適事例です。

左の写真では、通気口の笠が破損し、貯水槽が屋外に開放状態になっています。右の写真では、台風による強風でマンホールが外れてしまっている状態です。いずれも早急に補修が必要な状態です。

特に右のマンホール破損の例では、その日のうちに貯水槽に雨水や異物が混入しないようにマンホールを塞ぐ応急措置をし、速やかにマンホールの補修をするよう指導しました。

このように屋外設置貯水槽は日光や雨や風雪にさらされるため、劣化しやすく、ひとたび破損すると、異物混入の恐れもあるため特に注意が必要です。

また、冬期間は積雪により点検が困難になることも考えられます。

貯水槽を新規で設置する場合は、建築物内に設置していただきますようお願いいたします。

2-3 各維持管理項目の解説

貯水槽清掃

配管のサビや砂、ほこりが沈殿してしまう



- 特定建築物
1年以内ごとに1回定期的に清掃
(建築物衛生法施行規則第4条)
- 簡易専用水道
毎年1回以上定期的に清掃
(水道法施行規則第55条)
- その他貯水槽
毎年1回以上定期的に清掃
(札幌市各種要綱・要領)



原則、建築物衛生法に基づく
貯水槽清掃業の登録を受けた業者に委託

28

次は貯水槽の清掃についてご説明します。

貯水槽は適切な維持管理を行っていても、配管の錆や砂、ほこり、水垢などが沈殿・付着するため、年1回清掃を実施してください。

これは、特定建築物は建築物衛生法、簡易専用水道は水道法施行規則、どちらにも該当しないものは札幌市の要綱・要領での規定となります。

貯水槽清掃は飲料水の衛生確保において、大きな影響を与えるため、原則、建築物衛生法により登録を受けた業者に委託するようお願いします。

2-3 維持管理項目の解説

簡易専用水道法定検査

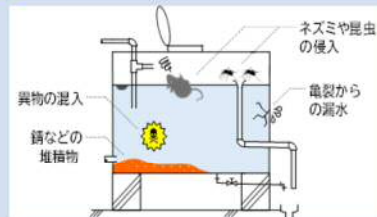
◎厚生労働大臣の登録機関による検査を
毎年1回以上定期に受けなければなりません。

◎法定検査の内容

- ・ 給水設備の管理状況
- ・ 給水栓の水の検査
- ・ 帳簿書類の確認

(特定建築物は書類検査のみの場合もあり)

⚠ 簡易専用水道の管理を怠ると・・・



✓ R2年度には法定検査未受検施設10件に対して、
立入検査を行い、管理状況等の確認を行いました。

※検査を受けなかった場合、**罰則規定があります。**
(100万円以下の罰金)

29

簡易専用水道の法定検査について詳しく説明します。

水槽の有効容量が10m³を超え、市水道を受水している簡易専用水道では、厚生労働大臣の登録機関による検査を毎年1回以上定期に受けなければなりません。法定検査の具体的な内容としては、登録機関の検査員が訪問し、給水設備の管理状況や給水栓の水の検査、帳簿書類を確認し、適切な衛生管理について助言を行います。

受水槽が設置されている建築物が特定建築物の場合、書類検査のみで、現場検査がない場合もあります。

検査料金は有料ですので、詳細は登録機関にお問い合わせください。

法定検査を受検せず、簡易専用水道の管理を怠ると、異物の混入、ネズミや昆虫の侵入、亀裂からの漏水、錆などの堆積が起こる可能性があります。

このようなことが起こることを未然に防ぐために、札幌市では、法定検査を受検していない施設に対して、立入検査を行っています。

昨年度は10施設に対して、立入検査を行い、管理状態を確認するとともに、法定検査を受検するよう指導しました。

なお、検査を受けなかった場合、100万円以下の罰金に処される場合があります。

2-3 各維持管理項目の解説

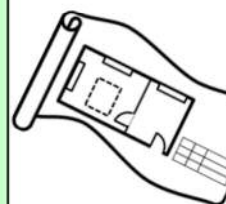
帳簿書類の保存・整理

書類の種類	保存期間
図面等	永年
維持管理の書類・報告書等	3年または5年



立入検査でチェックする書類

- 残留塩素、外観点検の記録
- 定期水質検査記録
- 給水設備点検の記録
- 貯水槽清掃の記録
- 専用水道の使用水量の記録
- 専用水道従事者の健康診断
- 簡易専用水道法定検査



30

帳簿書類の保存と整理についてですが、給水設備に関する図面を備え、常に整理・保存するようお願いします。

給水設備の維持管理に関する書類は3年、専用水道の水質検査などについては、5年の保管をお願いします。

なお、立入検査の際に現場でチェックする書類は基本的には次のとおりとなっております。

施設によって必要な書類は異なりますが、スムーズな立入検査の実施のために、事前のご準備をよろしくお願いします。

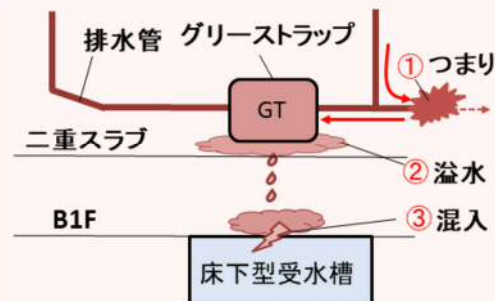
2 必要な維持管理と留意点

— 事故事例 —

2-4 事事故例ほか

床下型受水槽への汚雑排水混入①

- ① 排水管がつまり、排水が逆流
- ② 飲食店グリーストラップから溢水
- ③ 排水が床下型受水槽に混入



△ 原因 △

- ・ 排水管清掃の未実施
- ・ 汚染等のリスクが高い床下型受水槽だった
- ・ 床面に受水槽につながる亀裂があった

32

昨年度に起こった雑居ビルにおける床下型受水槽への汚・雑排水混入事事故例です。

本事例では、排水管が詰まったことにより、排水が逆流し、二重スラブに設置されている飲食店のグリーストラップからたまった排水が溢れました。溢れた排水は、下の階にある床下型の受水槽上部に垂れていき、亀裂から床下型の受水槽に混入しました。

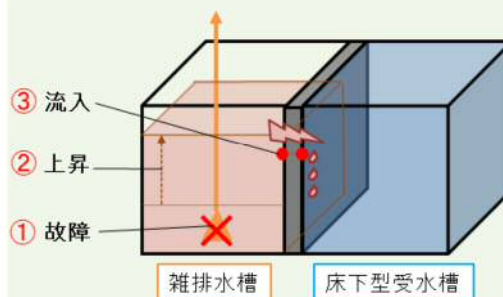
事故が起こった原因についてですが、排水管清掃を実施しておらず、排水管のつまりが生じ、排水の逆流が起こってしまったこと。構造上の理由として、汚染のリスクが高い床下型受水槽であったこと。受水槽の天板である床面に亀裂が入っており、溢れた汚・雑排水が床下型の受水槽に混入したことなど複数の要因があったと考えられます。

なお、この施設では、床下型受水槽の使用をやめ、水を直接高置水槽から給水する方式に変更を行い、汚染事故の再発防止を図りました。

2-4 事故事例ほか

床下型受水槽への雑排水混入②

- ① 雑排水槽の排水ポンプが故障
- ② 雑排水槽水面が上昇
- ③ 旧排水管設置箇所から雑排水の流入



△ 原因 △

- ・ 排水ポンプの異常を覚知できなかった
- ・ 旧排水管設置箇所の補修が十分でなかった
- ・ 雑排水槽と受水槽が隣接していた

33

別の床下型受水槽への雑排水混入事故事例です。

本事例は、床下型受水槽が雑排水槽と隣接しており、雑排水槽から直接、受水槽に雑排水が流入しました。

以前、この施設では雑排水槽から床下型受水槽を貫通する排水管が設置されていました。

この排水管はすでに撤去されましたが、配管が貫通していた箇所を埋め戻した際のコンクリート壁の補修が十分でなく、雑排水槽の排水ポンプが故障し、雑排水槽内の水位が上昇した際に、以前排水管が設置されていた箇所から雑排水が流入したと考えられます。

本事例の原因としては、排水ポンプの故障を覚知できなかったこと、以前排水管が設置されていた箇所の補修が十分でなかったことがあげられます。

また、構造上の理由としては、雑排水槽と受水槽が隣接していたことが挙げられます。

このように、床下型受水槽と汚雑排水槽が隣接している場合は、排水ポンプの定期的な点検や貯水槽清掃時に壁面の状況の確認等を行うことが望ましいです。

2-4 事故事例ほか

床下型受水槽への汚雑排水混入-対応・対策

✓混入後の対応

- ・利用者に飲用禁止を周知し、基準適合まで給水を停止
 - ・保健所に報告し、指示に従う
 - ・水槽清掃、水質検査、事故原因に対する改善を行う
- ⇒ 一度混入すると復旧に多大な費用と時間を要する



✓事故を防ぐために・・・

- 受水槽付近は整理整頓し、汚染の恐れのある物を周囲で保管しない！
⇒ **携行用灯油ポリタンクが倒れ、床下型受水槽に流入する事故あり**
- 給水設備の点検、日常の水質検査を定められた頻度で行う！
⇒ **異常の早期発見**
- 汚染等のリスクが高い床下型受水槽での事故が多い！
⇒ **市水道水や床置型受水槽の設置を検討する**

34

床下型受水槽への汚・雑排水の混入時の対応及び日常における対策についてです。

汚・雑排水の混入等の異常を発見した際は、まずは利用者に飲用禁止を周知し、水質基準の適合が確認できるまで、給水を停止します。

その後は、保健所環境衛生課に報告し、指示に従ってください。前述した2つの事故事例は、初期対応を早急に行うことができたため、健康被害の報告はありませんでした。

その後、水槽清掃、水質検査、事故の原因に対する根本的な改善を行い、給水を再開します。一度、汚・雑排水が混入すると復旧に多大な費用と時間を要するため、日常の維持管理に注意して行う必要があります。

事故を防ぐために、日常行うべき維持管理で、特に注意して行う必要があることを説明します。

受水槽付近は整理整頓し、汚染の恐れのある物を周囲で保管しないことが大切です。近年では、携行用灯油ポリタンクが倒れ、床面の亀裂から床下型受水槽に灯油が流入する事故が複数件ありました。

また、給水設備等の点検、日常の水質検査を定められた頻度で行うことも大

切です。異常を早期に発見することで、被害が大きくなる前に、対処することができます。

特に、床面、壁面等にヒビや破損は無いか、排水ポンプや満水警報装置に異常がないかについて、注意して点検する必要があります。

最後に根本的な対策として、汚染等のリスクが高い床下型受水槽を廃止し、市水道水の直結給水方式への変更や床置型受水槽の設置を検討することも重要です。